

WG登録要件一覧

《補助事業》

名称	①再エネ	②省エネ	③ZEB推進(ZEH-M含む)
内容	エリア内の民間事業用建築物(ビル)に太陽光発電設備を導入する。	エリア内の民間事業用建築物(ビル)及び、居住用建築物(マンション等)に省エネ設備を導入する。	新築: エリア内の新築建築物にZEB(ZEH-M)を導入する。 既築: エリア内の既存建築物にZEB可能性調査を実施し、省エネWGと連携しながら、ZEBを導入する。 その他: 宮崎市のZEB普及推進を検討する。
要件	(1)宮崎市内に現に事業所・事務所を有して事業を行っていること (2)実施事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること ※経理的基礎は直近2期の決算において、貸借対照表の「純資産」が2期連続マイナスでないこと (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれか(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しない者であること (4)宮崎市税及び国税に滞納がないこと (5)法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと	(1)宮崎市内に現に事業所・事務所を有して事業を行っていること (2)実施事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること ※経理的基礎は直近2期の決算において、貸借対照表の「純資産」が2期連続マイナスでないこと (3)宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録し、かつ、業種項目を「電気」、又は「管」としていること。	(1)実施事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること ※経理的基礎は直近2期の決算において連続の債務超過(貸借対照表の「純資産」が2期連続マイナス)でないこと (2)ZEB可能性調査を実施する法人においては、ZEBプランナー登録を行っていること (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれか(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しない者であること (4)宮崎市税及び国税に滞納がないこと (5)法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと

《公民連携事業》

名称	④電力供給	⑤産学官連携	⑥スポーツ	⑦エコアクション	⑧公共施設(PPA)
内容	登録会員毎に「再エネ電力料金プラン」を構築し、需要家からの問い合わせ等に対応することで、再エネ電力への切り替えを促進する。	MOC及び宮崎大学と連携し、宮崎科学技術館を活用したGX教育プログラム等を検討する。	各プロスポーツ団体等と連携した脱炭素に資するイベント内容等を検討する。	CO2削減量算定可視化アプリを活用し、スポーツイベントと連携したエコアクションの推進スキームを検討する。	生目の杜、清武総合運動公園へのソーラーカーポート(PPA)導入スキームを検討する。
要件	(1)実施事業に対し、知見を有すること。 (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれか(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しない者であること (3)宮崎市税及び国税に滞納がないこと (4)法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと				